

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

| 番号 | 件名 | 主管課 |
|----|--|-------|
| 1 | 山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認） | 教育政策課 |
| 2 | 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認） | 教育政策課 |
| 3 | 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認） | 教育政策課 |

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）

山口県教育委員会表彰規則（昭和61年山口県教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、平成27年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成27年（2015年）6月18日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部（表彰規則第2条第6号）

| 所属名 | 職名 | 氏名 | 勤務年数 | 備考 |
|-----------|----|-------|------|--------------------|
| 下関市立文洋中学校 | 教諭 | 安富 生人 | 35年 | 平成27年5月26日 死亡退職 |

議案第2号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成27年(2015年)6月18日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

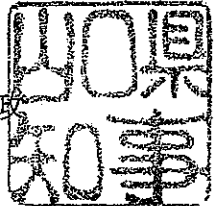
平 2 7 財 政 第 4 6 号

平成 2 7 年 (2015 年) 6 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例



平 2 7 教 政 第 3 2 9 号

平成 2 7 年 (2015年) 6 月 1 6 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 6 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 6 月 1 5 日付け、平 2 7 財 政 第 4 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第 号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

平成二十七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第三節 基金

○山口県資金積立基金条例

（昭和六十年三月二十六日
山口県条例第三号）

別表（第二条、第七条関係）

| 基金の名称 | 設置の目的 | 処分することができる場合 |
|-------|-------|--------------|
|-------|-------|--------------|

（略）

| | | |
|------------|---|--|
| 山口県森林整備補助金 | 地域における森林の施業の実施に不可欠な活動を支援し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図ること。 | 中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。 |
| 山口県森林整備補助金 | 間伐等の森林整備の促進並びに間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業等の地域産業の振興を図ること。 | 中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。 |

第三節 基金

○山口県資金積立基金条例

（昭和六十年三月二十六日
山口県条例第三号）

別表（第二条、第七条関係）

| 基金の名称 | 設置の目的 | 処分することができる場合 |
|-------|-------|--------------|
|-------|-------|--------------|

（略）

| | | |
|------------|---|--|
| 山口県森林整備補助金 | 地域における森林の施業の実施に不可欠な活動を支援し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図ること。 | 中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。 |
| 山口県森林整備補助金 | 間伐等の森林整備の促進並びに間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業等の地域産業の振興を図ること。 | 中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。 |
| 山口県森林整備補助金 | 経済的理由により、若年者が困難な高等学級の等の生徒又は青年、日本大震災（昭和二十三年三月十一日）に発生した被災地、地方太平洋沖地震及びその被災地、昭和二十九年四月の地震の被災地における災後復興事業の推進を図ること。 | 中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。 |

議案第2号参考資料

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

山口県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金については、平成26年度末で終了したため、廃止する。

2 改正の概要

条例別表の山口県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金の項を削除

3 施行期日

公布の日

(参 考)

| 事業名 | 対象年度 | 事業費(円) | 対象人数(人) |
|--------------|-------|------------|---------|
| 高等学校授業料減免事業等 | 21～26 | 88,942,000 | 547 |
| 被災児童生徒就学支援等 | 23～26 | 7,714,000 | 99 |
| 計 | | 96,656,000 | 646 |

議案第3号

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を
改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して
承認を求めます。

平成27年(2015年)6月18日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

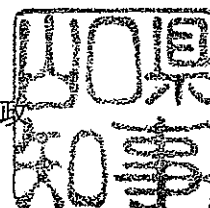
平 2 7 財 政 第 4 6 号

平成 2 7 年(2015年) 6 月 1 5 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平 2 7 教 政 第 3 2 9 号

平成 2 7 年 (2015年) 6 月 1 6 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 6 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 付け、平 2 7 財 政 第 4 6 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

- 1 職員退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第五号

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

平成二十七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第二条 職員の再任用に関する条例(平成十三年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

改 正 案

現 行

○職員の退職手当に関する条例

（昭和二十九年二月十二日
山口県条例第五号）

○職員の退職手当に関する条例

（昭和二十九年二月十二日
山口県条例第五号）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第三条 （略）

第三条 （略）

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第十一項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜三（略）

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第十一項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜三（略）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">○職員の再任用に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成十三年三月二十三日 山口県条例第三号)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 3 (略)</p> <p>4 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の 三第一項第四号に規定する特定警察職員等である職員に対する次 の表の上欄に掲げる期間における第四条の規定の適用について は、前項の規定にかかわらず、同条中「六十五年」とあるのは、 同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> | <p style="text-align: center;">○職員の再任用に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成十三年三月二十三日 山口県条例第三号)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 3 (略)</p> <p>4 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附 則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である職 員に対する次の表の上欄に掲げる期間における第四条の規定の適 用については、前項の規定にかかわらず、同条中「六十五年」と あるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に 掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> |

議案第3号 参考資料

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行に伴い、所要の改正をするもの。

2 改正の概要

- ・ 職員の退職手当に関する条例第3条第2項において引用されている地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項が削除され、同項の規定が厚生年金保険法第47条第2項によることとなるため、該当部分の改正を行う。
- ・ 職員の再任用に関する条例附則第4項において引用されている地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号が削除され、同項の規定が厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号によることとなるため、該当部分の改正を行う。

3 施行期日

平成27年10月1日から施行する。

報告事項

| 番号 | 件名 | 主管課 |
|----|----------------------------|-------|
| 1 | 公立学校施設の耐震化について | 教育政策課 |
| 2 | 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について | 教育政策課 |
| 3 | 山口県子どもの貧困対策推進計画（最終案）について | 教育政策課 |

報告事項 1

公立学校施設の耐震化について

《平成27年4月1日現在（6月2日文科科学省公表）》

○ 建物(構造体)の耐震化

1 県立学校

(1) 耐震化率

| 区 分 | | H27. 4. 1 | | | | |
|---------------------------|-----|-----------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| | | 全棟数 | 耐震性の ない建物 | 耐震化率 | 対前年比 (ポイント) | 全国 順位 |
| 県立学校 (県立高校+特別支援学校) | 山口県 | 624棟 | 16棟 | 97.4%(95.1%) | 2.3 | — |
| | 全 国 | 29,803棟 | 1,866棟 | 93.7%(90.0%) | 3.7 | 22位 (21位) |
| 公立高等学校 (県立高校+市立下関商業高校) | 山口県 | 531棟 | 17棟 | 96.8%(93.9%) | 2.9 | 33位 (26位) |
| | 全 国 | 5,756棟 | 107棟 | 98.1%(96.5%) | 1.6 | — |

・()内は、平成26年4月1日現在の値

(2) 今後の取組

- ・今年度完了に向けて、残る16棟の耐震改築・補強工事等を集中的に実施

2 市町立学校

(1) 耐震化率

| 区 分 | | H27. 4. 1 | | | | |
|---------|-----|-----------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| | | 全棟数 | 耐震性の ない建物 | 耐震化率 | 対前年比 (ポイント) | 全国 順位 |
| 小 中 学 校 | 山口県 | 1,704棟 | 224棟 | 86.9%(80.8%) | 6.1 | 44位 (44位) |
| | 全 国 | 118,504棟 | 5,212棟 | 95.6%(92.5%) | 3.1 | — |
| 幼 稚 園 | 山口県 | 43棟 | 15棟 | 65.1%(52.7%) | 12.4 | 44位 (45位) |
| | 全 国 | 4,509棟 | 601棟 | 86.7%(83.6%) | 3.1 | — |

・()内は、平成26年4月1日現在の値

※ 耐震化完了時期（見込）が28年度以降の市町（小中学校）

下関、宇部、防府、下松、岩国、柳井、美祢、山陽小野田、上関

(2) 今後の取組

- ・27年度中の耐震化完了が厳しい市町に対し、課題を踏まえた検討・協議など、早期完了に向けた働きかけを強化
- ・耐震化事業に対する国庫補助の嵩上げ措置や地方債措置（全国防災事業債）が、27年度で終了するため、国に対し、支援措置の延長・拡充を要望

■市町別状況（小中学校）

| 市 町 名 | H27. 4. 1 | | | | 耐震化 完了時期 (見込み) |
|---------|-----------|--------------|----------------|----------------|----------------------|
| | 全棟数 | 耐震性の ない建物 | 耐震化率 | 対前年比 (ポイント) | |
| 下 関 市 | 338棟 | 60棟 | 82.2%(73.0%) | 9.2 | (28年度以降) |
| 宇 部 市 | 152棟 | 31棟 | 79.6%(76.8%) | 2.8 | (28年度以降) |
| 山 口 市 | 205棟 | 2棟 | 99.0%(96.6%) | 2.4 | 27年度 |
| 萩 市 | 91棟 | 18棟 | 80.2%(73.1%) | 7.1 | 27年度 |
| 防 府 市 | 127棟 | 18棟 | 85.8%(81.9%) | 3.9 | (28年度以降) |
| 下 松 市 | 38棟 | 6棟 | 84.2%(81.1%) | 3.1 | (28年度以降) |
| 岩 国 市 | 180棟 | 35棟 | 80.6%(73.5%) | 7.1 | (28年度以降) |
| 光 市 | 63棟 | 0棟 | 100.0%(93.7%) | 6.3 | 26年度完了 |
| 長 門 市 | 49棟 | 2棟 | 95.9%(79.6%) | 16.3 | 27年度 |
| 柳 井 市 | 55棟 | 6棟 | 89.1%(89.1%) | 0.0 | (28年度以降) |
| 美 祢 市 | 72棟 | 6棟 | 91.7%(91.7%) | 0.0 | (28年度以降) |
| 周 南 市 | 163棟 | 32棟 | 80.4%(69.1%) | 11.3 | 27年度 |
| 山陽小野田市 | 74棟 | 3棟 | 95.9%(95.9%) | 0.0 | (28年度以降) |
| 周防大島町 | 42棟 | 0棟 | 100.0%(92.9%) | 7.1 | 26年度完了 |
| 和 木 町 | 7棟 | 0棟 | 100.0%(100.0%) | 0.0 | 24年度完了 |
| 上 関 町 | 7棟 | 2棟 | 71.4%(57.1%) | 14.3 | (28年度以降) |
| 田 布 施 町 | 16棟 | 0棟 | 100.0%(94.4%) | 5.6 | 26年度完了 |
| 平 生 町 | 14棟 | 2棟 | 85.7%(71.4%) | 14.3 | 27年度 |
| 阿 武 町 | 11棟 | 1棟 | 90.9%(90.9%) | 0.0 | 27年度 |
| 市 町 計 | 1,704棟 | 224棟 | 86.9%(80.8%) | 6.1 | |

() 内は、平成26年4月1日現在の値

○ 屋内運動場等における吊り天井の落下防止対策

1 県立学校

(1) 吊り天井の落下防止対策状況

| 区 分 | | H27. 4. 1 | | | | | |
|---------------------------|-----|-----------|------------|----------|----------|---------------|----------------|
| | | 全棟数 | 吊り天井を有する棟数 | 対策実施済の棟数 | 対策未実施の棟数 | 吊り天井を有していない棟数 | うちH26天井撤去対策済棟数 |
| 県立学校 (県立高校+特別支援学校) | 山口県 | 141棟 | 9棟 | 3棟 | 6棟 | 132棟 | 40棟 |
| 公立高等学校 (県立高校+市立下関商業高校) | 山口県 | 133棟 | 10棟 | 3棟 | 7棟 | 123棟 | 40棟 |
| | 全 国 | 8,586棟 | 1,578棟 | 85棟 | 1,493棟 | 7,006棟 | 426棟 |
| 特別支援学校 | 山口県 | 12棟 | 0棟 | 0棟 | 0棟 | 12棟 | 0棟 |
| | 全 国 | 1,120棟 | 165棟 | 19棟 | 146棟 | 955棟 | 62棟 |

(2) 今後の取組

- ・ 今年度完了に向けて、残る6棟（うち2棟は補強工事に併せて実施）の撤去工事を実施

2 市町立学校

(1) 吊り天井の落下防止対策状況

| 区 分 | | H27. 4. 1 | | | | | |
|---------|-----|-----------|------------|----------|----------|---------------|----------------|
| | | 全棟数 | 吊り天井を有する棟数 | 対策実施済の棟数 | 対策未実施の棟数 | 吊り天井を有していない棟数 | うちH26天井撤去対策済棟数 |
| 小 中 学 校 | 山口県 | 481棟 | 126棟 | 1棟 | 125棟 | 355棟 | 7棟 |
| | 全 国 | 33,392棟 | 5,256棟 | 407棟 | 4,849棟 | 28,136棟 | 1,266棟 |
| 幼 稚 園 | 山口県 | 1棟 | 0棟 | 0棟 | 0棟 | 1棟 | 0棟 |
| | 全 国 | 158棟 | 30棟 | 2棟 | 28棟 | 128棟 | 0棟 |

※ 対策完了時期（見込）が28年度以降の市町（小中学校）

下関、宇部、山口、萩、防府、岩国、長門、周南、周防大島、和木、田布施

(2) 今後の取組

- ・ 校舎等の耐震化と同じ

■市町別状況（小中学校）

| 市 町 名 | H27. 4. 1 | | | | | | 落下防止対策 完了時期 (見込み) |
|---------|-----------|--------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|
| | 全棟数 | 吊り天井 を有する 棟数 | 対策 実施済の 棟数 | 対策 未実施の 棟数 | 吊り天井 を有して いない棟数 | うちH26 天井撤去 対策済棟数 | |
| | | | | | | | |
| 下 関 市 | 88棟 | 13棟 | 0棟 | 13棟 | 75棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 宇 部 市 | 36棟 | 3棟 | 0棟 | 3棟 | 33棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 山 口 市 | 52棟 | 24棟 | 0棟 | 24棟 | 28棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 萩 市 | 28棟 | 2棟 | 0棟 | 2棟 | 26棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 防 府 市 | 29棟 | 10棟 | 0棟 | 10棟 | 19棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 下 松 市 | 14棟 | 1棟 | 0棟 | 1棟 | 13棟 | 0棟 | 27年度 |
| 岩 国 市 | 57棟 | 27棟 | 1棟 | 26棟 | 30棟 | 1棟 | (28年度以降) |
| 光 市 | 21棟 | 4棟 | 0棟 | 4棟 | 17棟 | 0棟 | 27年度 |
| 長 門 市 | 21棟 | 8棟 | 0棟 | 8棟 | 13棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 柳 井 市 | 17棟 | 1棟 | 0棟 | 1棟 | 16棟 | 0棟 | 27年度 |
| 美 祢 市 | 25棟 | 9棟 | 0棟 | 9棟 | 16棟 | 0棟 | 27年度 |
| 周 南 市 | 41棟 | 10棟 | 0棟 | 10棟 | 31棟 | 5棟 | (28年度以降) |
| 山陽小野田市 | 22棟 | 7棟 | 0棟 | 7棟 | 15棟 | 0棟 | 27年度 |
| 周防大島町 | 12棟 | 3棟 | 0棟 | 3棟 | 9棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 和 木 町 | 2棟 | 1棟 | 0棟 | 1棟 | 1棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 上 関 町 | 4棟 | 0棟 | 0棟 | 0棟 | 4棟 | 1棟 | 26年度完了 |
| 田 布 施 町 | 6棟 | 3棟 | 0棟 | 3棟 | 3棟 | 0棟 | (28年度以降) |
| 平 生 町 | 4棟 | 0棟 | 0棟 | 0棟 | 4棟 | 0棟 | 吊り天井なし |
| 阿 武 町 | 2棟 | 0棟 | 0棟 | 0棟 | 2棟 | 0棟 | 吊り天井なし |
| 市 町 計 | 481棟 | 126棟 | 1棟 | 125棟 | 355棟 | 7棟 | |

山回県まち・ひと・しごと創生総合戦略素案(概要)

第1章 はじめに

○人口減少の克服に向け、本県の実情に応じた、今後、5年間の施策の基本的方向等を定めた総合戦略を策定

○計画期間
平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)

○構成
施策展開等を示した戦略本体と具体的取組を記載したアクションプランで構成

第2章 基本的な施策の方向 ～やまぐち元気宣言～

～やまぐち元気宣言～

- ①「社会減の流れ」を断ち切る！
- ②「少子化の流れ」を変える！
- ③「住みよい地域社会」を創る

第3章 政策の基本目標

「社会減の流れ」を断ち切る！

1 産業振興による雇用の創出

目標：若者雇用受け皿創出数

2 人材の定着・還流・移住の推進

目標：転出者数の減少、転入者数の増加

「少子化の流れ」を変える！

3 結婚・出産・子育て環境の整備

目標：結婚希望実現指標

夫婦の子ども数予定実績指標

「住みよい地域社会」を創る！

4 持続可能で元気な地域社会の形成

目標：元気生活圏づくり推進方針策定
市町数

第4章 施策展開①

1 産業振興による雇用の創出

(1) 雇用を生み出す産業力の強化

- ①新たな雇用につながる新規立地・拡大投資の促進
- ②産業の国際競争力強化に向けた産業基盤の整備促進
- ③地方から全国をリードする医療関連産業の育成・集積
- ④地域のポテンシャルを活かした環境・エネルギー産業の育成・集積
- ⑤強みを活かした水素利活用による産業振興と地域づくり

(2) 地域の雇用を支える中堅・中小企業の応援

- ①新たなビジネスや雇用を創出する創業や事業拡大に対する支援の強化
- ②地域のものづくり企業のポテンシャルを引き出す支援の強化
- ③地域産業を支え、次世代に引き継ぐ人材の確保・育成

新規立地・拡大投資の促進

- ◎ 戦略産業分野等への企業誘致活動
・戦略分野等への企業誘致の強化
- ◎ トップセールスの実施
・積極的なトップセールスの実施や本県ゆかりの経営者層への情報発信
★ 企業立地セミナーの開催
- ◎ 支援制度を活用した誘致活動
★ 地方自治体に向けた支援
・自治体向けに活用した誘致活動
・誘致する企業に対する支援
★ 工場等確保への支援
★ 産業団地取組への支援
★ 市町の基盤整備への支援
- ◎ 企業誘致体制の強化
・東京・大阪企業誘致センター、市町、関係機関等との連携を強化し、流出企業・立地検討中企業をサポート
★ 「企業誘致立地促進」の取組
・県産品と向かい合わせ型企業等に、県産品アドバイザーの活用
★ 「企業誘致アドバイザー」の活用

創業や事業拡大に対する支援の強化

- ◎ 自治体の移住希望者を対象とした創業支援
・県内での移住を希望する自治体の移住希望者に対する創業セミナーの開催や初任給が保証された支援の充実
- ◎ 創業促進サポート体制の整備
・ワンストップ窓口の設置
・創業支援コーディネータの設置
- ◎ 創業支援/創業支援セミナーによる創業支援
・創業支援の開催
・月々の創業計画の作成や行う支援の開催
・女性創業セミナー/ワーカーセミナーの開催
- ◎ 中小企業制度融資等による資金支援の充実
- ◎ 女性起業家協会による創業支援
・ビジネスプランの作成による立ち上げ支援
- ◎ 自治体とのビジネスチャンス創出の拡大

第4章 施策展開②

1 産業振興による雇用の創出

(3) 地域の新たな担い手の受け皿となる元気な農林水産業の育成

- ① 農林水産業の新たな担い手と受け皿となる法人経営体の確保・育成
- ② 県産農林水産物の販路拡大
- ③ 需要拡大に対応した生産体制の強化
- ④ 生産基盤の整備と資源の保全・有効活用

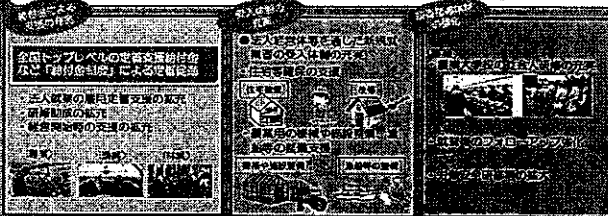
(4) 幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興

- ① 地域資源を活用した「やまぐち観光維新」の推進
- ② 明治維新150年を契機とする観光需要の拡大
- ③ 外国人観光客倍増に向けた国際観光の推進
- ④ 大都市圏へのやまぐちの売り込み強化

農林水産業の新たな担い手の確保・定着

募集 研修 就業・定着

募集から技術研修、就業後の定着まで一貫した支援



新規就業者の受け皿となる法人経営体の育成（農業：鳥取県農業法人連合会の育成含む）

地域資源を活用した「やまぐち観光維新」の推進

観光推進基盤の構築 ▶観光資源を語るための条例の制定 ▶観光推進体制の強化

観光プロモーション力の強化

- ▶知事によるトップセールス
- ▶訴求力の高いプロモーション
- ▶メディア戦略

地域資源の活用

国内外に誇れる観光地づくり

- ▶山口県いよいよ観光立国への第一歩
- ▶農土への誇りをもった「おもてなし」
- ▶二国交際アクセス等の充実

「やまぐち観光維新」



第4章 施策展開③

2 人材の定着・還流・移住の推進

(1) やまぐちへの定着促進

- ① 大学等との連携・協働による若者の定着促進
- ② 若者の希望を叶える就職支援の推進
- ③ 女性のやまぐちへの定着、活躍の促進
- ④ みんなが活躍し、定着できるやまぐちの実現

(2) やまぐちへのひとの還流・移住の推進

- ① 東京圏等からのひとの還流、移住の推進
- ② 政府機関や企業の本社機能等の地方移転の促進

3 結婚・出産・子育て環境の整備

(1) 子育てしやすい環境づくり

- ① 「みんなで子育て応援山口県」の推進
- ② 仕事と子育ての両立支援
- ③ 妊娠・出産・健やかな成長のための保健医療サービスの充実
- ④ 子どもを守る取組の推進

(2) 次代を拓く教育の充実

- ① ふるさとやまぐちを愛する子どもの育成
- ② 社会総がかりによる地域教育力日本一の取組の推進
- ③ やまぐちの未来を担う子どもたちを育む教育環境の充実

政府機関の地方移転の促進

水産総合研究センター（中央水産研究所）の一部移転



宇宙航空研究開発機構（JAXA）バックアップ機材の移転



子育てしやすい環境づくり

第4章 施策展開④

4 持続可能で元気な地域社会の形成

(1) にぎわいや交流を生み出す「まち」の活性化

- ① 快適でにぎわいのあるまちづくりの推進
- ② ひとの交流を促進する高速交通ネットワークの整備

(2) 活力ある中山間地域づくりの推進

- ① 「やまぐち元気生活圏」づくりの推進
- ② 地域住民が主体となった持続可能な地域づくりの推進
- ③ 中山間地域でのビジネスづくりの推進

(3) 安心して暮らせる地域づくり

- ① 地域の医療を支える医師・看護師等の確保・育成
- ② 地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築に向けた医療機能の分化・連携の推進
- ③ 救急医療体制の充実
- ④ 地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 県民活動の活発化による地域の絆づくりの推進
- ⑥ 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメントの強化

(4) 地域連携による経済・生活圏の形成

- ① 県と市町の連携強化や市町間の広域連携の促進

「やまぐち元気生活圏」づくりの推進



第5章 推進体制等

1 推進体制

- ・ 山口県活力創出本部による総合的な進行管理
- ・ 山口県活力創出推進会議による成果検証等

2 進行管理

- ・ PDCAサイクルによる進行管理
- ・ チャレンジプランと一体的な管理

「山口県子どもの貧困対策推進計画」の策定について

1 計画の概要

(1) 策定経緯

- ◇子どもの貧困率
16.3% (2012年厚生労働省(2010年OECD加盟34か国中25位))
- ◇子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚生労働省(2010年OECD加盟34か国中33位)) など

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定 (平成26年1月施行)
基本理念：子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されない社会の実現
□貧困対策を推進する基本指針としての大綱の策定 (法第8条)
□都道府県計画の策定 (法第9条) を規定

大綱に掲げ
る主な事項
(H26.8策定)

- ◆基本的な方針
- ◆子供の貧困に関する指標(25の指標)
- ◆指標の改善に向けた施策(4つの重点施策)
①教育支援②生活支援③保護者への就労支援④経済的支援

(2) 策定趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定する。

(3) 位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「都道府県計画」
(努力義務)

(4) 計画期間

国の大綱に基づき、平成27年度～平成31年度(5年間)

(5) 基本目標

法律・大綱を踏まえ、次のとおりとする。

【目標】

子どもの将来がその生まれ育った環境に
左右されることのない社会の実現

【取組の基本方針】

- ・貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備
- ・教育の機会均等

2 子どもを取り巻く現状

○生活保護世帯は10年で約3100世帯増加、保護率は2.8ポイント上昇

| | 平成13年 | 平成23年 | 増減 |
|-----|-----------------|--------------------|-----------------|
| 山口県 | 9,608世帯(9.0%) | 12,747世帯(11.8%) | 3,139世帯(2.8%) |
| 全国 | 805,169世帯(9.0%) | 1,498,375世帯(16.2%) | 693,206世帯(7.2%) |

(福祉行政報告例、山口県の生活保護、()内は保護率)

○ひとり親世帯は10年で約2700世帯増加

| | 平成14年 | 平成24年 | 伸び率 |
|---------|------------------|------------------|-------|
| 山口県 | 17,820世帯 | 20,564世帯 | 15.4% |
| 全国(推計値) | 1,399,200世帯(H15) | 1,461,000世帯(H23) | 4.4% |

※全国の平成23年は岩手県、宮城県、福島県の3県を除いたもの

(全国母子世帯等調査、山口県母子・父子世帯等実態調査)

○母子世帯では、世帯の平均収入は38万円増加

| | 平成14年 | 平成24年 | 増減 |
|-----|------------|------------|------|
| 山口県 | 205万円 | 243万円 | 38万円 |
| 全国 | 212万円(H15) | 291万円(H23) | 79万円 |

※全国の平均は、生活保護法に基づく給付を含む

(全国母子世帯等実態調査、山口県母子・父子世帯等実態調査)

○就学援助率は10年で約6ポイント上昇

| | 平成14年 | 平成24年 | 増減 |
|-----|--------|--------|-------|
| 山口県 | 18.71% | 24.77% | 6.06% |
| 全国 | 10.74% | 15.64% | 4.90% |

(文部科学省、山口県教育委員会調)

3 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、国の大綱に設定された25の指標のうち県の調査結果がある16の項目を指標として設定し、その改善に向けて取り組む。

| 指標の項目 | | | 県指標 | 大綱の指標 |
|-------|------------------------------|---------------------------------------|-------|--------|
| 1 | 生活保護世帯 | 子どもの高等学校等進学率 | 87.1% | 90.8% |
| 2 | | 子どもの高等学校等中退率 | 2.8% | 5.3% |
| 3 | | 子どもの大学等進学率 | 19.6% | 32.9% |
| 4 | | 子どもの就職率(中学校卒業後) | 3.9% | 2.5% |
| 5 | | 子どもの就職率(高等学校卒業後) | 62.7% | 46.1% |
| 6 | 児童養護施設 | 子どもの進学率(中学校卒業後) | 97.7% | 96.6% |
| 7 | | 子どもの就職率(中学校卒業後) | 0.0% | 2.1% |
| 8 | | 子どもの進学率(高等学校卒業後) | 12.9% | 22.6% |
| 9 | | 子どもの就職率(高等学校卒業後) | 74.2% | 69.8% |
| 10 | スクールソーシャルワーカー ^(※) | 配置人数 | 58人 | 1,008人 |
| 11 | スクール・ カウンセラー | 配置率(小学校) | 32.8% | 37.6% |
| 12 | | 配置率(中学校) | 100% | 82.4% |
| 13 | 就学援助制度に 関する周知状況 | 毎年度の進級時に学校で就学援助制度 の書類を配付している市町村の割合 | 42.1% | 61.9% |
| 14 | | 入学時に学校で就学援助制度の書類を 配付している市町村の割合 | 57.9% | 61.0% |
| 15 | ひとり親世帯 | 親の就業率(母子家庭) | 87.8% | 80.6% |
| 16 | | 親の就業率(父子家庭) | 91.2% | 91.3% |

※社会福祉等の知識や技能も使い、関係機関等と連携し問題を抱える児童生徒への支援を行う者

4 指標の改善に向けた具体的施策の推進

指標の改善に向け、国の大綱に掲げられた4つの重点施策である、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を県計画の4つの柱として、子どもの貧困対策に関する具体的施策を総合的、計画的に推進する。

| 柱 | 重点施策 |
|----------|--|
| 教育の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学習指導による学力保障 ・スクールソーシャルワーカーの配置・拡充 ・コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークによる学習支援 ○幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励費の充実 ・研修の充実 ○就学支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減 ○大学等進学に対する教育機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度等経済的支援の充実 ○生活困窮世帯等への学習支援 |
| 生活の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ○子どもの生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・子どもの居場所づくりに関する支援 ○子どもの就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子ども等に対する就労支援 ○支援する人員の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員の資質向上に係る研修の実施 |
| 保護者の就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○親の就労支援 ○親の学び直しの支援 |
| 経済的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の支援 ○養育費確保に関する支援 |

6 策定スケジュール

27年 6月 子どもの貧困対策推進計画検討委員会(最終案の審議)
 7月 県議会環境福祉委員会 (//)
 策定・公表

意見交換

| 番号 | 件名 | 主管課 |
|----|---------------|-----------|
| 1 | 家庭教育支援の充実について | 社会教育・文化財課 |

家庭教育支援の充実について

- 1 家庭教育支援の主な今日的な課題
- 2 家庭教育支援に係る国の動向
- 3 家庭教育に係る本県の取組
 - ①意識啓発・情報提供の推進
 - ・家庭の元気応援キャンペーン
 - ・保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ家庭の元気」
 - ・わが家のやくそく大募集
 - ②保護者への学習機会の提供
 - ・家庭教育出前講座
 - ・山口県PTA指導者研修会
 - ・おやじの会、おやじの学校
 - ③地域における相談・支援体制の充実
 - ・「地域協育ネット」を活用した支援のネットワークの構築
 - ・「家庭教育アドバイザー養成講座」
 - ・「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」
 - ④専門家による相談・支援の充実
 - ・「やまぐち総合教育支援センター」における相談・支援の充実
- 4 家庭教育支援の充実に向けて
 - ・家庭教育支援者の裾野の拡大
 - ・身近な支援体制の一層の充実

※詳細、別冊資料のとおり